

9月9日は「救急の日」です

毎年9月9日を「救急の日」とし、今年も9月7日(日)から9月13日(土)までの1週間を「救急医療週間」と定めています。この週間に機に救急業務へのご理解をお願いします。

救急車の利用について

消防署からお願いがありません。現在全国的に救急車の出動が増加の一途をたどっています。大磯町でも10年前と比較すると約1.5倍の増加となっています。救急車は怪我や病気などで緊急に病院に搬送しなければならぬ傷病者のためのものです。緊急ではないのに救急車を利用すると、本当に救急車を必要とする事故が発生した場合、遠くの救急車が出動することになり、救急隊の到着が遅れるこ

とで、救える命が救えなくなる恐れがあります。

緊急性がなく、自分で病院に行ける場合は、救急車以外の交通機関等をご利用下さい。また、休日や夜間等で診察できる病院がわからない場合は消防署にお問い合わせ下さい。

傷病者の様子や事故の状況などから、急いで病院に連れて行かなければならない時は、迷わず119番通報をして救急車を呼んで下さい。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします

消防救助技術 関東地区指導会へ出場

大磯町消防署では消防救助技術の向上を目指し日ごろの訓練成果を発揮するため、6月に開催された神奈川県下消防救助技術指導会に陸上の部「ほふく救出」、水上の部「基本泳法」「複合検索救助」に出場しました。そのうち「基本泳法」「複合検索救助」に出場しました。



▲通信指令室、119番の受信や出動車両へ指令を出す消防署の中核部



▲表彰を受ける奥村士長(左)と加藤副士長(右)

消防救助の2種目で上位入賞し、神奈川県代表として選出され、7月31日(木)千葉県消防訓練センターで開催された第37回消防救助技術関東地区指導会に出場した結果、2種目ともに入賞いたしました。

消防署ではこれからも、消防救助技術の向上のため日々訓練を重ね、出動態勢の強化を図っていきます。

◎問い合わせ
消防署 ☎(61)0911

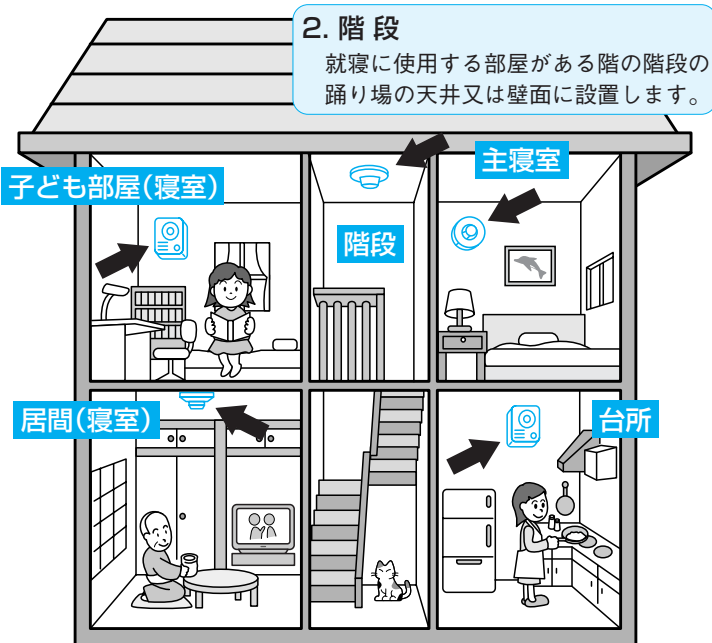
あなたの家にも「住宅用火災警報器」が必要です。

住宅火災で逃げ遅れが原因による死者数が増加していることから、新築住宅に火災警報器の設置が、平成18年6月1日から消防法により義務付けられました。

すでに建てられた住宅や工事中の住宅は、平成23年5月31日までに設置してください。



なお、火災警報器の設置義務化により、悪質な訪問販売が全国各地で増え始めていますので購入する際には、十分注意してください。



2. 階段
就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井又は壁面に設置します。

1. 寝室
就寝に使用する部屋の天井又は壁面に設置します。

3. 台所
設置するよう努めてください。(義務付けではありません。)

◎問い合わせ
消防署 ☎(61)0911